

旅 費 規 程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第81条および第116条に基づき、選手、監督、コーチおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- (1) Ｊ3を除く公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
 - ① 人員数は26名（役員およびチームスタッフ8名、選手18名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金2万円以下とする
ただし、
 - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある
- (2) Ｊ3におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
 - ① 人員数は24名（役員およびチームスタッフ8名、選手16名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金1万2,000円とする
ただし、
 - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
- (3) 前2項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するＪクラブが負担する。
- (4) 前項の規定にかかわらず、第1項または第2項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Ｊリーグは実行委員会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第3条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

- (1) Ｊ3を除く公式試合の審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。
 - ① 宿泊費は、1泊につき金2万円以下とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、

特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および寝台列車のグリーン寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。ただし、主審およびマッチコミッショナーについては新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(2) J3 の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 宿泊費は、1泊につき金 1 万 2,000 円とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Jリーグ規約第 4 章第 4 節における非公式有料試合の審判員の交通費・宿泊費は、前 2 項に定める基準により、管理者が支給する。

第 4 条〔監督・コーチ等の行事参加〕

(1) J1 および J2 クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする

② 宿泊費は、1泊につき金 2 万円とする

(2) J3 クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする

② 宿泊費は、1泊につき金 1 万 2,000 円とする

第 5 条〔選手の行事参加〕

選手が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第 2 条第 1 項または第 2 項に定める基準により、Jリーグが支給する。

第6条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成26年1月21日